

文京区立住宅事業終了後の施設の活用方針について

1 活用方針について

事業終了後の活用方針については、文京区立住宅あり方検討会において検討した結果、活用方針の最終案を次のとおり取りまとめた。

- 防災職員住宅へのさらなる転用 3戸（現在、5戸活用中）
- 売却処分 10戸（売却益は、今後の同建築物内の区有施設の維持管理費に充当）

なお、この方針案を区議会建設委員会及び住宅政策審議会に報告した際いただいた意見と検討結果を以下に示す。

	活用方針案に対する意見	検討結果
1	全て売却（防災職員住宅は空家を利活用）	防災職員住宅として、さらなる需要があること。また、防災職員住宅として活用可能な空家がないことから、活用方針案のとおりとする。
2	グループホームへの活用	法令適合や経済的合理性の観点から、活用方針案のとおりとする。
3	児童相談所の職員住宅への活用	経済的合理性や、福利厚生を目的とした職員住宅の供給は行わないこととしていることなどから、活用方針案のとおりとする。
4	住宅困窮者への活用	住宅確保要配慮者向けの住宅を新たに供給する考えはないため、活用方針案のとおりとする。
5	サブリースして業者に管理等を委託	現行住マスで既存住宅ストックの活用へと方針を転換している。当該住宅は、民間の一般賃貸住宅として有効活用されることが望ましいことや、売却益を区有施設の維持管理費に充当する考えであることなどから、活用方針案のとおりとする。

2 今後の予定

令和4年11月 文京区立住宅条例廃止について定例議会議案提出

令和5年2月 文京区立住宅事業終了